**令和７年度　　まちなか空き店舗対策補助金選定会議　評価方法・基準**

まちなか空き店舗対策補助金交付申請については、書類審査及び次に定める選定会議の意見を踏まえて交付決定を行うものとする。

**1．選定会議の評価方法**

　選定会議の評価は、提出された事業計画書の内容および個別ヒアリングを行った場合は申請者へのヒアリングに基づいて、各評価項目と配点により行う。

**≪評価項目と配点≫**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助の目的に資するか | 20点 | 提供する商品やサービスが近隣住民や来街者にとって魅力的か。 |
| 20点 | 日中の回遊性創出に繋がるか。 |
| 資金計画の妥当性・経営の継続性 | 10点 | 開業時の必要経費の額は適切か。 |
| 10点 | 開業後の売上等の見通しや経費の算定等に無理がないか。また、収益見込みから継続性が期待できるか。 |
| 実現性 | 30点 | 事業計画が現実的・具体的であり、実現に向けた不安要素はないか。 |
| 将来性 | 10点 | 当該店舗において長期的に続けられる事業内容であり、事業継続に向けた将来展望や意欲は十分か。 |

**2．ヒアリングの方法**

・申請者による口頭での事業計画等の説明（５分程度）

・委員からの質疑、申請者による応答（10分程度）